

独立行政法人福祉医療機構 評価の視点等（案）新旧対照表

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第２ 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第１ 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第三期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。	第１ 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組を実施する。	
１ 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	１ 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。	１ 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。	
	（２）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	（２）トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。	
	（３）多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	（３）民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 1	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
[数値目標] —		[数値目標] —					
[評価の視点] ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。		[評価の視点] ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。					

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成２２年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 （１）効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やＡＬＭ（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。 なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成２２年３月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	2 業務管理（リスク管理）の充実 （１）内部統制の更なる充実・強化を図るため、顧客保護等管理態勢及び信用リスク管理態勢等の整備並びに監査機能の強化を行う。 また、金利リスク抑制の観点から、ＡＬＭ（資産負債管理）システムを活用し、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析等を行うほか、情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。	
	（２）内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。	（２）第１期中期計画において構築したＩＳＯ９００１に基づく品質マネジメントシステムの適切な運用を通じ、業務上の課題や顧客からのニーズ等へ効果的に対応するとともに、リスク管理及び業務の継続的改善の観点を重視した内部監査に基づく是正・予防処置活動により、業務管理の充実を図る。 また、業務改革等に向けた職員の自主的な取組を奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 2	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
〔数値目標〕 —		〔数値目標〕 —					
〔評価の視点〕 ○ （新規） ○ A L Mシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 ○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。 ○ 個人情報適切に管理しているか。 ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。		〔評価の視点〕 ○ 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。 ○ A L Mシステムを適切に活用するなど、金利リスクの抑制に努めているか。 ○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。 ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。				中期計画に基づき新たに設定。 中期計画変更に伴い削除。 上記視点に統合。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第 3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 （1）業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。	
（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。	（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定しシステム等の改善を図る。	
（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	（3）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	
	（4）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。	（4）業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	自己評価	評価項目 3	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等
〔数値目標〕 —	〔数値目標〕 —		
〔評価の視点〕 ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ ⅠＴ技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するⅠＴに関する研修等を計画的に実施しているか。	〔評価の視点〕 ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。 ○ 職員に対するⅠＴに関する研修等を計画的に実施しているか。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。	
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。 また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	
(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15％程度、業務経費は5％程度の額を節減するこ	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15％程度、業務経費は5％程度の額を節減する。	(3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
と。 (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。 機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績	
	自己評価		評価項目 4	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等	
【数値目標】 ○ 一般管理費等については、<u>中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5％程度の額を節減する。</u> ○ <u>平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</u>	【数値目標】 ○ 中期目標期間の最終事業年度において、<u>平成24年度と比べて一般管理費は15％程度、業務経費は5％程度の額を節減する。</u>		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い削除。	
【評価の視点】 ○ <u>業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</u> ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。 ○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。 ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。 ○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。 ○ <u>人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</u> ○ <u>平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</u> ○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。 （政・独委評価の視点等） ■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 ■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 ■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、	【評価の視点】 ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、<u>経費の節減に努めているか。</u> ○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。 ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。 ○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。 ○ <u>国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。</u> ○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。 （政・独委評価の視点等） ■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 ■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 ■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、		中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。 ■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。 ■ <u>取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。</u> ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。 ■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。 ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	中期計画変更に伴い削除。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績						
第 4 業務の質の向上に関する事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第 3 0 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置						
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 （参考） <table><tr><td>区 分</td><td>平成 25 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 254,600,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>251,500,000</td></tr></table>	区 分	平成 25 事業年度	貸付契約額	千円 254,600,000	資金交付額	251,500,000	
区 分	平成 25 事業年度								
貸付契約額	千円 254,600,000								
資金交付額	251,500,000								
（１）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。							
（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。							

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	(3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。	
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。 なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 また、併せ貸しの一層の普及を図るため、 ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。 ② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の９５％以上（３４０機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。	(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。 また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。 ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行う。 ② 協調融資金融機関数を拡大するための方策を検討し、その検討結果を踏まえ周知・広報活動等を開始する。	
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間３０日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間１５営業日以内を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績	
	自己評価		評価項目 5	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等	
【数値目標】 ○ （新規） ○ 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	【数値目標】 ○ 併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 ○ 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内を維持する。		中期計画に基づき新たに設定。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	
【評価の視点】 ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ （新規） ○ （新規） ○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。 ○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。	【評価の視点】 ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。 ○ 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。 ○ 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の適切な運用を行うとともに、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。 中期計画に基づき新たに設定。 中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 (政・独委評価の視点等) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 (政・独委評価の視点等) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績						
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table><tr><td>区 分</td><td>平成 25 事業年度 千円</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>214,000,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>205,800,000</td></tr></table>	区 分	平成 25 事業年度 千円	貸付契約額	214,000,000	資金交付額	205,800,000	
区 分	平成 25 事業年度 千円								
貸付契約額	214,000,000								
資金交付額	205,800,000								
(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	(1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。							
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。							
(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サー	(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定	(3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中							

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
ビスの向上を図ること。	的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。	
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。	(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。	
(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。	(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。 また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績	
	自己評価		評価項目 6	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等	
〔数値目標〕 ○ 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を３０日以内とする。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内に行う。	〔数値目標〕 ○ 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間３０日以内を維持する。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内を維持する。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	
〔評価の視点〕 ○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ （新規） ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	〔評価の視点〕 ○ 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。 ○ 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。 ○ 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。 ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） 福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
（１）貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。	（１）貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。	（１）貸付債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 ② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。	
（２）債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。	（２）債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。	（２）債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。 ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。	
（３）経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援するこ	（３）経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。	（３）経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
と。 ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価		評価項目 7	評 定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等		
【数値目標】 ○ 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20％程度縮減する。 ○ 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。 ○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56％）を上回らないように努める。		【数値目標】			中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い削除。		
【評価の視点】 ○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。 ○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。 ○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。 ○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。 ○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。 ○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。 ○ （新規）		【評価の視点】 ○ 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。 ○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。 ○ リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地			中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い削除。 福祉貸付事業においては評価項目5（福祉医療貸付事業（福祉貸付事業））に、医療貸付事業は評価項目6（福祉医療貸付事業（医療貸付事業））にそれぞれ統合。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ （新規） ○ <u>中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。</u> なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。 （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	<u>域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。</u> ○ <u>き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</u> （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	中期計画に基づき新たに設定。 中期計画変更に伴い削除。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
（１）集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。 ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。 また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。	（１）集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、中期目標期間における１セミナーあたりの平均受講者数を１８０人以上とする。	（１）集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、１セミナーあたりの平均受講者数を１８０人以上とする。	
	（２）セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均８０％以上とする。 また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。	（２）セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均８０％以上とする。 また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。	
（２）施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは	（３）顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。	（３）顧客等のニーズを把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行い、方向性について取りまとめる。	
	（４）個別経営診断については、福祉医療	（４）個別経営診断については、福祉医療	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1, 400件以上の診断件数の実施に努める。 また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。	貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。 また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。	
	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	
(3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 8	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
〔数値目標〕 ○ <u>セミナー実施日の平均 1 0 週間前までに開催内容の告知を行う。</u> ○ 中期目標期間における<u>延べ</u>受講者数を <u>1 2, 6 0 0 人</u>以上とする。 ○ <u>中期目標期間中の</u>受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均 <u>6 5 ポイント</u>以上とする。 ○ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ 1, 4 0 0 件以上の診断を実施する。 ○ <u>個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、7 0 %以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。</u> ○ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を 5 0 日以内とする。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。		〔数値目標〕 ○ 中期目標期間における <u>1 セミナーあたりの平均</u>受講者数を <u>1 8 0 人</u>以上とする。 ○ 受講者に <u>とっての有用度</u>を平均 <u>8 0 %</u>以上とする。 ○ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ 1, 4 0 0 件以上の診断を実施する。 ○ <u>個別経営診断の利用者にとっての有用度</u>を平均 8 0 %以上とする。 ○ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を 5 0 日以内とする。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。				中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	
〔評価の視点〕 ○ <u>セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保と P R に努めたか。</u> ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ <u>カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が</u>中期計画を達成しているか。 ○ <u>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 2 2 年 1 2 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化しているか。</u> ○ <u>施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。</u>		〔評価の視点〕 ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ <u>受講者にとっての有用度について、</u>中期計画を達成しているか。 ○ <u>セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</u>				中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ <u>見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討しているか。</u> ○ <u>法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。</u> ○ <u>経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。</u> ○ <u>個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。</u> ○ <u>経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。</u> ○ <u>財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。</u> ○ <u>個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</u> ○ <u>申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。</u> ○ <u>集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</u> （政・独委評価の視点等） ○ <u>国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</u>	○ <u>機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。</u> ○ <u>顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。</u> ○ <u>個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。</u> ○ <u>福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</u> ○ <u>個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。</u> ○ <u>申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成しているか。</u> ○ <u>集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</u> （政・独委評価の視点等） ○ <u>国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</u>	中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
（１）助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。	（１）助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。	（１）助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。 （２）助成事業を通じて、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。	
（２）外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。	（３）助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。 なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(4) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	
	(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(5) 平成25年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	
(3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。	(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。 また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。	(6) 審査・評価委員会において、平成25年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。 また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成26年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。	
(4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	(7) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。	
	(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。	(8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。	
	(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
(5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。	
		(11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績	
	自己評価		評価項目 9	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等	
【数値目標】 ○ 特別な場合を除き、全助成件数の８０％以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を３０日以内とする。 ○ 助成先団体のうち、<u>８０％</u>以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 ○ 助成事業が対象とした利用者のうち、<u>７０％</u>以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ○ 助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に１５回以上開催する。	【数値目標】 ○ 特別な場合を除き、全助成件数の８０％以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。 ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を３０日以内とする。 ○ 助成先団体のうち、<u>８５％</u>以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 ○ 助成事業が対象とした利用者のうち、<u>８０％</u>以上の利用者から満足しているとの回答を得る。 ○ 助成事業報告会参加者のうち、<u>８０％</u>以上の参加者から満足しているとの回答を得る。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	
【評価の視点】 ○ 毎年度、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、<u>国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、募集要領等に明記し、公表しているか。</u> ○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。 ○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 ○ <u>助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。</u> ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 毎年度、審査・評価委員会において、事後評価方針を定め、当方針に基づき効率的かつ効果的な事後評価を実施しているか。	【評価の視点】 ○ <u>助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。</u> ○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 ○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。 ○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。 ○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。 ○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、<u>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言ができて</u><u>いるか。</u> ○ 助成先団体のうち、<u>８０％以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった</u><u>との回答が得られている</u><u>か。</u> ○ <u>助成事業が対象とした利用者のうち、７０％以上の利用者から満足</u><u>しているとの回答が得られているか。</u> ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。 ○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、<u>助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。</u> ○ 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった<u>事業の割合が中期計画を達成しているか。</u> ○ 助成事業が対象とした利用者の<u>満足度について、中期計画を達成</u><u>しているか。</u> ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の<u>満足度</u>について、中期計画を達成しているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績										
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 （参考） <table><tr><td>区 分</td><td>平成 25 事業年度</td></tr><tr><td>被共済職員数 (4／1 現在)</td><td>758,309 人</td></tr><tr><td>退職手当金 支給者数</td><td>71,893 人</td></tr><tr><td>退職手当金 支給額</td><td>93,675,975 千円</td></tr><tr><td>単位掛金額</td><td>44,700 円</td></tr></table>	区 分	平成 25 事業年度	被共済職員数 (4／1 現在)	758,309 人	退職手当金 支給者数	71,893 人	退職手当金 支給額	93,675,975 千円	単位掛金額	44,700 円	
区 分	平成 25 事業年度												
被共済職員数 (4／1 現在)	758,309 人												
退職手当金 支給者数	71,893 人												
退職手当金 支給額	93,675,975 千円												
単位掛金額	44,700 円												
（１）退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	（１）退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を５０日以内とする。	（１）退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を５０日以内とする。											
（２）提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	（２）利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	（２）共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導する。 また、効率的な制度内容の周知を行うための手法について、共済契約者に対するアンケート調査を実施するとともに、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、事務処理を簡素化し、７０％以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。											

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	(3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。	(3) 平成25年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。	
(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	(4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。	(4) 業務委託先に対する事務手続きの周知方法の見直しを行い、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績	
	自己評価		評価項目１０	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等	
【数値目標】 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を<u>75日</u>以内とする。 ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、<u>70%</u>以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。 ○ <u>（新規）</u>	【数値目標】 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を<u>50日</u>以内とする。 ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、<u>年度計画において定めた数値目標</u>以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。 ○ <u>平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。</u>		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。	
【評価の視点】 ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ <u>共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。</u> ○ <u>必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。</u> ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、<u>70%</u>以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 ○ <u>（新規）</u> ○ <u>業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。</u> （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	【評価の視点】 ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、<u>年度計画において定めた数値目標</u>以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 ○ <u>平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成しているか。</u> ○ 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績														
7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成１９年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 （参考） <table><tr><th>区 分</th><th>平成 25 事業年度</th></tr><tr><td>新規加入者数</td><td>326 人</td></tr><tr><td>新規年金受給者数</td><td>2,253 人</td></tr><tr><td>保険対象加入者数</td><td>73,869 人</td></tr><tr><td>年金給付保険金 支払対象障害者数</td><td>53,048 人</td></tr><tr><td>死亡・障害保険金額</td><td>7,844,900 千円</td></tr><tr><td>年金給付保険金額</td><td>12,900,506 千円</td></tr></table>	区 分	平成 25 事業年度	新規加入者数	326 人	新規年金受給者数	2,253 人	保険対象加入者数	73,869 人	年金給付保険金 支払対象障害者数	53,048 人	死亡・障害保険金額	7,844,900 千円	年金給付保険金額	12,900,506 千円	
区 分	平成 25 事業年度																
新規加入者数	326 人																
新規年金受給者数	2,253 人																
保険対象加入者数	73,869 人																
年金給付保険金 支払対象障害者数	53,048 人																
死亡・障害保険金額	7,844,900 千円																
年金給付保険金額	12,900,506 千円																
（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも５年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労	（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。	（１）財政状況の検証 平成２４年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下、「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。															

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
働大臣に対しその旨申出をすること。			
(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。 ② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。 また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。 ② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 - 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 - 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。	(2) 扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。 また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。 - 資産全体 - 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 - 各資産	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績																		
③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。 ④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては以下の点に留意すること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。 ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投	各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 ・ 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。 ③ 運用に関する基本方針見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。 ④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 （参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅 <table><tr><th>区 分</th><th>基本 ポ ー ト フ ォ リ オ</th><th>乖 離 許 容 幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>71.6%</td><td>±8%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>5.0%</td><td>±4%</td></tr></table> ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成24年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証すると	区 分	基本 ポ ー ト フ ォ リ オ	乖 離 許 容 幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	
区 分	基本 ポ ー ト フ ォ リ オ	乖 離 許 容 幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。	資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。	ともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。	
(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。	(3) 事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 1 1	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
【数値目標】 ○ 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。		【数値目標】 ○ 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。					
【評価の視点】 ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、<u>心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</u> ○ <u>基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。</u> ○ <u>基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</u> ○ <u>基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</u> ○ <u>各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</u>		【評価の視点】 ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○ <u>扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</u> ○ <u>各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</u>				中期計画変更に伴い修正。 上記視点に統合。 上記視点に統合。 上記視点に統合。 中期計画変更に伴い修正。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ <u>中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>各資産ともパッシブ運用を中心としているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</u>	○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。		
○ <u>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。</u>	○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。		中期計画変更に伴い修正。
○ <u>各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。</u>	○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。		中期計画変更に伴い修正。
○ <u>運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。</u>	○ <u>扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。</u>		中期計画変更に伴い修正。
○ <u>運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。</u>			上記視点に統合。
○ <u>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離し</u>	○ <u>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離し</u>		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
ていないかなどについて、毎年１回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ <u>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。</u> ○ <u>株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</u> ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。 ○ <u>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</u> ○ <u>（新規）</u> （政・独委評価の視点等） ■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。） ■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	ていないかなどについて、毎年１回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ <u>短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</u> ○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。 ○ <u>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</u> ○ <u>各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</u> （政・独委評価の視点等） ■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。） ■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い削除。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
（１）基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。	（１）基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7, 000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	（１）基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。	
		（２）利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7, 000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	
（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	（３）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	
（３）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。	（３）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	（４）運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績														
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 （参考） <table><tr><th colspan="2">○年金担保貸付事業</th></tr><tr><th>区 分</th><th>平成 25 事業年度</th></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 129,600,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>129,600,000</td></tr></table> ○労災年金担保貸付事業 <table><tr><th>区 分</th><th>平成 25 事業年度</th></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 3,100,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>3,100,000</td></tr></table>	○年金担保貸付事業		区 分	平成 25 事業年度	貸付契約額	千円 129,600,000	資金交付額	129,600,000	区 分	平成 25 事業年度	貸付契約額	千円 3,100,000	資金交付額	3,100,000	
○年金担保貸付事業																	
区 分	平成 25 事業年度																
貸付契約額	千円 129,600,000																
資金交付額	129,600,000																
区 分	平成 25 事業年度																
貸付契約額	千円 3,100,000																
資金交付額	3,100,000																
（1）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	（1）業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	（1）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。															
（2）業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮し	（2）業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。 また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮し	（2）事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。 また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した															

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
た審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。	た審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。	審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。	
(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。 また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。	
	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。	

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 1 3	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
[数値目標] —		[数値目標] —					
[評価の視点] ○ <u>運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。</u> ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ○ <u>見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じているか。</u> ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ <u>貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。</u> ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ <u>受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。</u> ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める		[評価の視点] ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。 ○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ <u>受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。</u> （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占め				下記視点に統合。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い削除。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	る割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	
① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。	① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。	(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。	
	② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。	
	③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。	
② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。	④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。	(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。	(5) 転貸法人等に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。 また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。 なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。	
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。 また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。	
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。		

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価			評価項目 1 4	評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）				変更の理由等	
【数値目標】 ○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。		【数値目標】 ○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。					
【評価の視点】 ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。 ○ （新規） ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。		【評価の視点】 ○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。 ○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させているか。 ○ 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努めているか。 ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。				中期計画変更に伴い修正。 中期計画に基づき新たに設定。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第 5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第 4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第 4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。			
	第 5 短期借入金の限度額 1 限度額 117,400百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	第 5 短期借入金の限度額 1 限度額 117,400百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	
3 不要資産の国庫納付 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	第 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 以下不要財産を国庫納付する。 ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小	第 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 中期計画に定めた計画に基づき、平成25年度以降に国庫納付する宿舎について、入居者の退去及び土地境界確定測量	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。	等、各種手続きを進める。	
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第8 剰余金の使途 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第8 剰余金の使途 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	自己評価	評価項目15	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		変更の理由等
【数値目標】 ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。	【数値目標】 ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。		
【評価の視点】 ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、<u>財投機関債</u>の発行等による資金調達を適切に行っているか。 ○ <u>宝塚宿舍等の売却</u>については、計画どおり適切に実施しているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （具体的取組） 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が	【評価の視点】 ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、<u>債券</u>の発行等による資金調達を適切に行っているか。 ○ <u>不要財産の国庫納付</u>については、計画どおり適切に実施しているか。 （政・独委評価の視点等） ■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （具体的取組） 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 ■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 ■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 ■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が		中期計画変更に伴い修正。 中期計画変更に伴い修正。

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。 ■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。	高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。 ■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 ■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。		

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第 6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 人事に関する事項 (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 4 8 号）第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。 ③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。 (2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 1 0 0 %以内とする。 (参考 1) 期初の常勤職員数 2 9 9 人 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 1 0, 1 8 7 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 4 4 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。 ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。 ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。 また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。 (2) 人員に係る指標 平成 2 5 年度末の常勤職員数を期初の 1 0 0 %以内とする。 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 1 2 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。	

中 期 目 標	中 期 計 画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。		

中 期 目 標		中 期 計 画		2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
		自己評価		評価項目16	評 定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			変更の理由等		
【数値目標】 ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。		【数値目標】 ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。					
【評価の視点】 ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。 ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。 ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。		【評価の視点】 ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。 ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。 ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 （政・独委評価の視点等） ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。					